

○自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平成十九年十一月二十六日)

(経済産業省告示第二百八十九号)

改正 平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号  
同 二九年 三月二八日同 第 五四号  
同 三一年 三月二九日同 第 六八号  
令和 元年 七月 一日同 第 四六号  
同 五年 三月二八日同 第 二三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十八条第一項及び第八十条の規定に基づき、自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

(平25経産告269・改称)

1 判断の基準

(1) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第17号に掲げる自動販売機（以下「自動販売機」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成17年4月1日に始まり平成18年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成23年4月1日に始まり平成24年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率（3(1)に定める方法により測定した数値をいう。以下(1)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
自動販売機の種別	区分名	
コールド専用機又はホットオアコールド機	1	$E = 0.346V + 465$

ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの）	2	$E = 2.18V_a - 214$
ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル以上のもの）	3	$E = 0.876V_a + 527$

備考

- 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E、V及びV<sub>a</sub>は、次の数値を表すものとする。

E：基準エネルギー消費効率（単位 キロワット時毎年）

V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。以下同じ。）（単位 リットル）

V<sub>a</sub>：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。以下同じ。）（単位 リットル）

(2) 製造事業者等は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する自動販売機のエネルギー消費効率（3(2)に定める方法により測定した数値をいう。以下(2)において同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が、同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区 分			基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種別	区分名	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	I	$E = 0.218V + 401$
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400ミリメートル未満のもの）	II	$E = 0.798V_a + 414$
	ホットアンドコールド機（奥電子マネー対応装置のないも	III	$E = 0.482V_a + 350$

	行き寸法が400ミリメートル以上のもの	の 電子マネー対応装置のあるもの	IV	$E = 0.482V_a + 500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	V	$E = 0.948V + 373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	VI	$E = 0.306V_b + 954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	VII	$E = 0.63V_b + 1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	VIII	$E = 0.477V + 750$
		ホットアンドコールド機	IX	$E = 0.401V_b + 1261$
カップ式飲料			X	$E = 1020 \quad (T \leq 1500)$ $E = 0.293T + 580 \quad (1500 < T)$

備考  $V_b$ 及び $T$ は、次の数字を表すものとする。

$V_b$ ：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。以下同じ。）（単位 リットル）

$T$ ：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯氷量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値をいう。以下同じ）（単位 キロジュール）

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

自動販売機のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ 品名及び形名

ロ 区分

- ハ 実庫内容積（コールド専用機又はホットオアコールド機に限る。）
- ニ 調整庫内容積（ホットアンドコールド機に限る。）
- ホ 調整熱容量（カップ式飲料用のものに限る。）
- ヘ エネルギー消費効率
- ト 製造事業者等の氏名又は名称

## 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる実庫内容積は、商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値を整数で表示すること。
- (2) 2-1のニに掲げる調整庫内容積は、缶・ボトル飲料を販売する自動販売機にあつては、温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値を整数で表示し、紙容器飲料を販売する自動販売機にあつては、温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値を整数で表示する。
- (3) 2-1のホに掲げる調整熱容量は、湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値を整数で表示すること。
- (4) 2-1のヘに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第3下欄に掲げる数値をキロワット時毎年の単位で整数で表示すること。
- (5) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ及び自動販売機ごとに、自動販売機の本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載し、又は本体の見やすい箇所に容易に離脱しないよう固定した金属、合成樹脂等のラベルに記載して行うこと。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

- (1) 1(1)のエネルギー消費効率は、日本産業規格B8561(2000)の消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。なお、ホットアンドコールド機のうち庫室の数が二室のものにあつては、実庫内容積が大きいものを冷蔵とし、庫室の数が三室のものにあつては、中央の位置にある庫室を冷蔵とし、かつ、その他の庫室のうち実庫内容積の大きいもの（冷蔵機能のみを有する庫室がある場合には、当該庫室）を冷蔵とし、四室のものにあつては、左右それぞれ二室を合計した実庫内容積が大きいものの二室を冷蔵とする。
- (2) 1(2)のエネルギー消費効率は、日本産業規格B8561(2007)の消費電力量試験に規定する方法により測定した年間消費電力量とする。

## 附 則

- 1 この告示は、平成19年11月26日から施行する。
- 2 この告示の2の規定により行うべき表示事項等は、平成20年11月25日までは、なお従前の例によることができる。

## 附 則 （平成二五年一二月二七日経済産業省告示第二六九号）

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、第一条（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。）、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。）、第二条から第八条まで（題名の改正規定に限る。）、第十条、第十一条（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。）及び第十二条から第三十条まで（題名の改正規定に限る。）の規定は、平成二十五年十二月二十八日から施行する。

## 附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

## 附 則 （平成三十一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

## 附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

